様式第１（第１５条関係）

会　　議　　録

会議の名称	令和４年度第２回和泉市障がい者施策推進協議会
開催日時	令和５年２月２４日（金）　１３時３０分から１５時３０分まで
開催場所	和泉市コミュニティセンター１階　中集会室
出席者	・和泉市障がい者施策推進協議会委員 大谷委員、清水委員、小尾委員、明石委員、今村委員、眞砂委員、長井委員、藤野委員、今西委員、立花委員、山口委員、樽本委員、大塚委員 ・事務局 黒川（障がい福祉課長）、福島（障がい福祉課課長補佐）、南後（障がい福祉課）、堀（くらしサポート課長）、小林（くらしサポート課長補佐）、藤原（子育て支援室こども政策担当課長）、鍛冶（子育て支援室こども政策担当総括主幹）
会議の議題	1.開会 2.委員紹介（委嘱状交付）及び事務局職員紹介 3.会長挨拶 4.和泉市障がい者就労支援センターについて 5.第４次和泉市障がい者計画における最重点施策の取組みについて 6.第７期和泉市障がい福祉計画及び第３期和泉市障がい児福祉計画策定について
会議の要旨	・和泉市障がい者就労支援センターについて報告を行った。 ・第４次和泉市障がい者計画における最重点施策の取組みについて報告を行った。 ・第７期和泉市障がい福祉計画及び第３期和泉市障がい児福祉計画策定について報告を行った。
会議録の作成方法	□全文記録 ■要点記録
記録内容の確認方法	■会議の議長の確認を得ている □出席した構成員全員の確認を得ている □その他（　　）
その他の必要事項（会議の公開･非公開、傍聴人数等）	会議：公開 傍聴者なし

審　議　内　容　（発言者、発言内容、審議経過、結論等）
【事務局】 開会 委員紹介（委嘱状交付）及び事務局職員紹介 会長挨拶 【議長】 まず、１点目の議題、和泉市障がい者就労支援センターについて、事務局から報告願いたい。 【事務局】 和泉市障がい者就労支援センターについて報告。 【議長】 只今の報告について、意見はあるか。 【委員】 ハートフルオフィスとは異なるのか。 【事務局】 ハートフルオフィスは、大阪府が障がいのある人を雇用し、各部門の業務を切り出して仕事を行っているもので、別物である。障がい者就労支援センターは、一般就労を目指す方が就労に結びつくよう支援するものである。 【委員】 業務は紹介までか。 【事務局】 紹介して終わりではなく、長く仕事を続けられるように支援も行っていく。 【委員】 きこえない者の場合、一般の会社に就職すると、まずコミュニケーションの壁にぶつかる。大阪ろうあ会館と契約して手話通訳を派遣してもらう制度があるが、あまり使われていない。周知されていないところがあるため、ろう者が一般の会社に就職するのを支援するときには、制度の存在を知らせてほしい。 【事務局】 そういった支援も含め、障がい福祉課と連携しながらやっていく。 【委員】 制度の名前は、「障害者介助等助成金」である。 【事務局】 こちらでも制度を周知していく。

【委員】
知的障がいや発達障がいの方は、なかなか職場で性格や個性を理解してもらえない。就労支援をしている事業所の場合、紹介した仕事先に、本人を理解している職員が長期間一緒に行き、職場の方に本人の個性を説明して理解を深めていくということをしてもらえているが、就労支援センターでもそのような付き添いをしてもらえるのか。

【事務局】
職場体験や実習について、障がい者就労支援センターを立ち上げるにあたり、くらしサポート課の生活困窮者の就労支援事業において職場体験や実習先として登録していただいている企業を訪問し、障がい者の受け入れも依頼している。受け入れ可能な企業に職場体験に行く際、最初は必ず市の職員が同行する必要があると考えている。
また、ハローワークが障がい者雇用の雇用率未達成の企業を回る際、職場実習や体験に興味がある企業にアンケートを配っていただき、障がい者就労支援センターにメールやFAXで返送いただくということをハローワークと考えている。返送のあった企業には、市から訪問して、前向きに考えてもらえる企業を増やしていきたいと考えている。

【委員】
資料１の「４　その他」のところで、「障がい者就労支援センターと連携することで、就労以外に問題を抱えたケースにおいても相談者のニーズにあった支援が実施できる体制を構築することとします」と書かれているが、十分に意味がわからない。

【事務局】
障がい者就労支援センターを設置するくらしサポート課では、生活困窮の担当の係で専門の社会福祉士等が生活面の問題やお金の管理が難しい方の相談を受けているため、障がい者就労支援センターに仕事の相談に来られた際に、仕事だけでなく、お金の使い方や生活習慣についても考える必要がある方については、連携して包括的に支援を行っていけると考えている。

【委員】
就労支援センターという名前にすると、就労に特化したようになり、就労の相談にしか行けないと思ってしまうのではないか。

【議長】
具体的にはどのような表示の仕方とするのか。

【事務局】
くらしサポート課には、消費者被害の相談窓口の消費生活支援センターもある。就労相談、生活相談と障がい者就労支援センター、消費生活センターの４つを表に出そうと考えている。

【議長】

生活困窮者の中には、障がいのある方も多くいるため、仕事も含めて併せて支援できればよいということである。
【委員】
言葉を工夫してもらえるとよいと感じた。

【事務局】
表現については、令和５年度に「障がい者就労支援センター」、「くらし・しごとサポートセンター」、「消費生活支援センター」のことを併せた冊子の作成、支援者・関係機関への配布を検討しているため、こういうこと全部を相談できると周知できればと思う。

【委員】
見た瞬間わかるテーマにしてほしい。

【議長】
要望をふまえて検討してほしい。４月に表記が出るのか。

【事務局】
４月に市役所内の表記がすべて変わる。冊子については、少し時間がかかるが、わかりやすいものを作りたいと考えている。

【委員】
きこえないだけでなく、盲ろう者や知的障がいとの重複障がいの方もいる。３年前に当事者団体と手話関係者が設立した泉州聴覚障害者センターなんなんという施設が貝塚市にある。手話をメインにして、就労や重複の障がい児者が来られるのであれば、紹介してはどうかと思う。

【事務局】
４月から初めて障がい者に特化した支援を行うため、いろいろな情報提供をいただけるとありがたい。

【議長】
２点目の議題、第４次和泉市障がい者計画における最重点施策の取組みについて、事務局から報告願いたい。

【事務局】
第４次和泉市障がい者計画における最重点施策の取組みについて報告。

【議長】
只今の報告について、意見はあるか。

【委員】
民生委員児童委員協議会の障がい福祉部会の勉強会で、団体が講師として話をさせてもらい、お役に立てていると思っている。また、年輪大学から団体にフライングディスクのボランティアにきてくれ、競技を手伝ってくれており、喜んでいる。２つ形の違うあいサポートの心配りを経験している。

【議長】
市民の間であいサポート運動が広がって助かっているという報告をいただいた。

【委員】
地域移行部会のアンケートについて、障がい福祉サービス事業所団体連合会のメンバーで精神障がいの事業所の方から、「アンケートにルビがなく合理的配慮に欠けるのではないか」、「アンケートの内容が抽象的すぎる」、「アンケート結果に「〇〇事業所に通ってよかった」など、事業所名がそのまま出されていて不安」という意見があった。

【議長】
そのような意見があったということである。

【委員】
市民は、要約筆記のことを知らない。それについての啓発・講座みたいなものは行われているのか。

【事務局】
要約筆記に特化したことは行っていないが、あいサポーター研修等を実施するときには、伝えていきたい。

【委員】
「誰一人取り残さない」がSDGsの理念に掲げられている。多様な障がいに配慮して考えていただきたい。
前回の会議の資料の中に、手話奉仕員養成事業の項目が書かれているが、和泉市は、手話奉仕員養成講座だけでなく、手話通訳者養成講座を行っていると思う。都道府県の必須事業を和泉市でも行っているのはなぜか。

【議長】
専門的な手話通訳者の養成は、都道府県の必須事業であるため、大阪府では行っている。

【事務局】
実績値については、年度末の数字がまだ出ていないため、次回の施策推進協議会で報告させていただく。

【委員】
大阪府では、新職員に対して、視覚障がい者をどのようにサポートしたらよいかという研修を毎年行っているため、和泉市においても実施を依頼したところ、「和泉市ではあいサポーター研修を行っている」という回答であった。そのため、鳥取県に連絡してあいサポーター研修のＤＶＤをもらい、団体会員とも共有して意見を聞いたところ、サポートのための研修というよりも、病状の説明であり、障がいのある方に街で出会ったら、どのようにサポートすればよいのかというところが抜けているように思う。あいサポーター研修の中で、実際に障がいのある方が来られたときや街で出会ったとき、どのようにガイドすればよいのかを流し、障がい特性を理解してもらったうえで、実際どのようなサポートをやってもらえるとありがたいかという当事者団体の声をきいてもらえるよ

うな現場に即した研修にしていただけるとありがたい。各団体で障がい理解のための講演会などを開催しても、参加者が少ない。行政のほうでそのような機会があれば、当事者団体を順番に一団体ずつでもかまわないので招いていただき、それぞれの障がい特性を理解してもらえるような場を増やしてもらえるとありがたい。障がいを知るだけで終わると本当のサポート研修になっていないと思うので、検討していただきたい。

【議長】
当事者からの要望として検討してほしい。

【委員】
市民向けの手話講習会を開いている。手話をできる人が増えると当事者としてもとても嬉しく、引き続き市民や職員に対して手話講習会を開くと思っている。市職員の手話講習会を開催するときに、各課から必ず一人以上は講習を受けていただきたいと希望している。手話が必要なきこえない人が障がい福祉課だけに行くわけではないため、他の課へ行ったときにもスムーズにコミュニケーションができるように体制を作っていただきたいと思う。

【議長】
要望に対し、検討してほしい。

【委員】
コミュニケーションボードの漢字に全くルビを振っていない。知的障がいや発達障がいの方の場合、漢字にルビは必需品であるため、漢字にルビを振って作成願う。

【議長】
コミュニケーションボードの、小さいほうには、漢字にルビが振っていないため、ご留意いただきたいということである。

【委員】
両方とも市役所で使うものか。

【事務局】
大きいほうは窓口部署に設置し、小さいほうは、民間の事業所で使う内容のため、ホームページに掲載する。

【議長】
必要に応じて印刷してもらうということか。

【事務局】
はい。

【委員】
コミュニケーションボードは、大阪手をつなぐ育成会のホームページでもたくさんサンプルを出しているため、見てほしい。

【委員】

あいサポーター研修の受講者の方々がどのように受け止め、何を学んだのかという成果の報告を今後とる予定はあるのか。あいサポーター研修の内容の検討について教えてほしい。

【事務局】
あいサポーター研修実施後にアンケート調査を実施しており、障がい理解の入り口としてはわかったが、今後どうしていけばよいのかは具体的にわかりにくく課題であるという意見が多いことは認識している。今後、どうしたらいいかというところまで踏み込んだ研修内容の見直しはしていかなければならないと考えており、改善に取り組んでいきたい。

【議長】
３つ目の議題、第７期和泉市障がい福祉計画及び第３期和泉市障がい児福祉計画策定について、事務局から報告願いたい。

【事務局】
第７期和泉市障がい福祉計画及び第３期和泉市障がい児福祉計画策定について報告。

【委員】
和泉市では将来的に公立保育園が４園になると聞いている。保育園は厚生労働省、幼稚園は文部科学省、認定こども園は内閣府の管轄である。保育園の職員配置基準は、児童福祉法で定められていると思うが、公立の保育園や幼稚園がなくなり、認定こども園が増えて、認定こども園が内閣府の管轄ということになると、職員配置基準はどうなっていくのだろうか。市でも地域で障がい児が暮らせるようにと言っているが、認定こども園の配置基準で障がい児を受け入れてくれるのか疑問に思う。就学前の障がい児が保育園から弾き出される気がしてならない。市として今後どのように認定こども園に障がい児を受け入れさせていくのか、対応を聞かせてほしい。

【事務局】
保育園の担当がこの会議には出席していないが、こども家庭庁設置に伴い、保育園と認定こども園は、統合してこども家庭庁の管轄になり、同じような仕組みで政策がなされると認識している。
現在も和泉市では統合保育を進めているため、公立保育園も民間のこども園も同じ基準で保育士の加配の判定を行い、民間のこども園にも統合保育の子どもの受け入れを依頼して、その分の人件費等の補助を市から出すという形をとっている。民間のこども園の職員の雇用については、園に任せているため、加配の保育士の雇用が難しい場合は、受け入れが難しいという答えをいただく場合もあるが、市としてはできるだけ受け入れてもらえるように依頼している。

【議長】
和泉市では、歴史的に障がい児保育が推進されており、障がいの子どもたちがいて加配が必要であれば、補助金を出して受け入れるべくやっている。
委員から提出のあった資料について説明願いたい。

【委員】
今日は主に障がい理解に関する資料を持参した。「大阪府Web版ともいき第１９回ともに生きる障がい者展」は、昨年１１月にビッグ・アイで実施した障がい理解のイベントを録画編集し、Webで配信しているものであり、ぜひ見てほしい。知的障がい・発達障がいの差別解消につながる内容になっている。
また、「大阪市はーとふるガイド」は、知的障がい者本人向けにルビや分かち書きがなされた福祉制度の紹介パンフレットである。さまざまな自治体で同様のものが出されているが、大阪市はーとふるガイドはとてもわかりやすい内容になっている。参考にしていただき、情報コミュニケーションの保障に活用してほしい。

【議長】
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法ができ、よりわかりやすい表示が義務付けられているところの一助になればということであり、制度の改革も含めてお願いしたい。
委員から提出のあった資料について説明願いたい。

【委員】
毎年３月が自殺予防月間である。最近若者の自殺数が増えていることもあり、若者向けの「大阪こころナビ」という相談窓口案内サイトがある。若い方に配布して、悩み事があれば相談窓口につながれるよう、このファイルを作成している。
保健所の業務はわかりにくいかと思うが、障がいに関係する部分では、精神障がい、こころの相談の担当者がいる。また、ギャンブル依存、アルコール依存、薬物依存、ネット依存、ゲーム依存といった依存症の相談も受けている。身近に悩んでいる方がいれば、相談窓口に案内してほしい。保健所には、嘱託医として、精神科医が月に何回も来ている。薬の処方はできないが、病気や医療機関受診の必要性について直接医師に相談できる。保健所に来所できない場合は、訪問も可能であるため、悩んでいる方がいれば声をかけてほしい。
また、保健所では難病の方の相談も受けている。主として、医療の受給者証発行の申請受付を行っているが、その際に相談も受けているため、就労の相談があった場合は、障がい者就労支援センターと連携したい。
重症の方は、災害が起きたときに避難しづらいということが問題であるため、どうすればよいのか記載した「地域で守る生命のリレー」を作成した。住みやすい地域を目指すにあたって、要支援者の避難行動の支援なども協力して考えていきたく、資料を持参した。

【議長】
一つの自治体でまかなえることは限られているため、さまざまな機関と連携が必要である。
委員から、就労支援センター開設にあたってアドバイス願いたい。

【委員】
就労支援センター開設にあたり、くらしサポート課と相談を行っている。障がい者雇用率未達成の事業所への同行できると一番よいが、国が市に対して個人情報漏洩という法律違反を犯してしまうことになるため、難しく、最低限一緒にできることを相談している。障がい者も社会に出て働くことを通じて、支えられる方から支えるほうに回る。助

けられる人が支えるほうに回るのが公正な社会だと考える。福祉の相談については、他の窓口の情報提供しかできないが、働くということに対しては当然相談に応じる。働く相談をできる場所が地域に増えることは障がい社にとって喜ばしいことだと思うため、できることは協力しながらやっていきたい。

【議長】
振り返りを行う。
障がい者施策は、子どもから高齢者、難病、生活困窮者、自殺、災害時の避難行動、後見の問題までも含めて施策を立てていかなければならない。また、障がいがあり、問題を抱えながら、手帳を持っていない人が漏れ落ちることがないように、できるだけ地域の中で網を張っていく必要がある。啓発も、障がい福祉課だけの問題でなく、地域全体で連携して取り組めるよう、意見をふまえて声をあげ、障がい福祉計画の上位計画の地域福祉計画の中に組み込んでいくことが求められている。

【委員】
民生委員は、１２月に改選になっているため、新しい民生委員対象にあいサポーター研修を実施してほしい。DVDだけでなく、冊子があることによって、障がいのある方に接するときの理解が深まるため、進めていきたい。
民生委員・主任児童委員のうち、６割ほどは、障がいのある方に関わったことがある。関わりの状況はさまざまであるが、理解を深めることによって一歩を踏み出していきたいと考えている。
当事者や家族の話も聞きたいという希望から、手をつなぐ親の会の協力を得て、本人の話を聞かせてもらった研修は非常に良い研修であった。今後も研修を行う際に、各団体の方々に協力いただけるとありがたい。
今は、入所施設で２４時間生活するのではなく、グループホームなどで地域に根を下して生活するのが主流になっているが、地域にグループホームを設立するときに、地域に受け入れてもらえず、苦労している事例もある。民生委員として、グループホームが地域で円滑に受け入れられるようなサポートも大事な仕事だと考えており、協力していきたい。

閉会